（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（支払未済の特例退職共済一時金等の請求手続）

第四十四条の二　特例年金政令第二十五条の二第十一項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第一項及び第三項の規定による特例退職共済一時金等の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名及び基礎年金番号並びに請求者と死亡した特例退職共済一時金等を受ける権利を有する者（以下この条において「特例退職共済一時金等受給権者」という。）との続柄

二　特例退職共済一時金等受給権者の氏名、生年月日、組合員番号、基礎年金番号、死亡年月日及び死亡の原因

三　請求者以外に特例年金政令第二十五条の二第十一項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第三項に規定する支払未済の特例退職共済一時金等を受けるべき同順位者があるときは、当該同順位者の住所及び氏名並びに特例退職共済一時金等受給権者との続柄

四　存続組合が指定する機関のうち支払未済の特例退職共済一時金等の支払を受けることを希望する機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した特例退職共済一時金等受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

二　特例年金政令第二十五条の二第十一項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第一項及び第三項の規定による特例退職共済一時金等の支給を受けようとする者が、死亡した特例退職共済一時金等受給権者の遺族であるときは遺族の順位を証明するに足る戸籍謄本、当該特例退職共済一時金等を受けようとする者が死亡した特例退職共済一時金等受給権者の相続人であるときは死亡した特例退職共済一時金等受給権者の相続人であることを証明する書類

第四節　特例退職共済一時金等の返還手続等

（特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金の支給を受けた者等が厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合の届出）

第四十四条の三　特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金若しくは特例老齢農林一時金の支給を受けた者又はこれらの一時金の支給を受けることができることとなった者であってその支給を受けていないものが特例年金政令第二十五条の二第一項の規定による請求をした日の翌日以後厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　厚生年金保険の被保険者の資格を取得した年月日

（特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金の返還手続等）

第四十四条の四　特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金の支給を受けた者であって特例年金政令第二十五条の二第一項の規定による請求をした日の翌日以後に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者（以下この条及び次条において「資格取得者」という。）は、その資格を喪失したときは、次項に規定する場合を除き、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を存続組合に提出しなければならない。

一　申出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した年月日

三　特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金又は特例老齢農林一時金の支給額及び特例年金政令第二十五条の三第一項に定める返還の方法